|  |  |
| --- | --- |
| 対象世帯  　市内に住所を有し、住居の屋根の雪下ろし等を自力で行うことが困難で、親族からの支援も受けられないひとり親家庭に対し、雪下ろし等の作業に要する費用の一部を助成します。  **屋根の雪下ろし費用の一部を助成します**  米沢市ひとり親家庭雪下ろし助成事業 | 市内在住で、  ①ひとり親及び児童扶養手当の対象となる子(※)で構成されている世帯  （以下「ひとり親家庭」という。）  ※18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（一定の障がいがある場合には20歳未満）  ②65歳以上の高齢者（市町村民税額3万円以下）及びひとり親家庭で構成  されている世帯  ③心身に重度の障がいがある人（市町村民税額が3万円以下）及びひとり親家庭で構成されている世帯 |
| 対象要件 | 〇市内に在する世帯　　※アパート及び借家は対象外です  〇児童扶養手当の支給を受けている世帯  〇生活保護世帯でないこと  〇米沢市高齢者等雪下ろし助成又は親族から同等の援助や  雪下ろし作業などの支援を受けることができない世帯 |
| 助成対象経費 | ・現に居住している住宅の屋根の雪下ろし費用  ・屋根の雪下ろしに伴う必要最低限の避難経路の除排雪費用 |
| 助成額 | ・1回の雪下ろし作業等につき作業を行うのに要した費用の全額又は  10,000円のいずれか低い額以内の額  ・助成回数は、1世帯につき3回を限度とする（一部の地域で4回） |
| 対象期間 | 毎年度12月1日～当該年度の3月31日までの間に実施されたもの |
| 登録申請期間 | 毎年度11月1日～当該年度の3月31日  ※原則、雪下ろし前の事前登録をお願いいたします |
| 登録申請に  必要なもの | ・児童扶養手当証書  ・通帳  ・身体障害者手帳 等 |
| 交付申請に  必要なもの | ・米沢市ひとり親家庭等雪下ろし助成事業助成金交付申請書  ・雪下ろしを行ったことが分かる領収書  ・雪下ろし前、雪下ろし後の状況がわかる写真（日付が入っているもの） |

【申請の流れと申請方法】

①登録申請（11月～）

市

申請者

⑤助成金交付申請

⑥助成金の支払い

④除雪費の支払い

③除雪作業

②除雪依頼

⑥助成金の委任払い

※事前に担当まで

お問合せください

雪下ろし作業

実施者

【問い合わせ先・申請受付】

米沢市こども家庭課　家庭支援担当

（すこやかセンター2階）

☎　0238-27-7550